

日本遺産「月の都 千曲」シンボルマーク決定

千曲市日本遺産推進協議会では、日本遺産「月の都 千曲」の認知度向上と地域活性化を図るため、シンボルマークを作成しました。シンボルマークの最終選考には、市内の中学校・高校に通う生徒の皆さんの投票により決定しました。

シンボルマークは、今後、多くの方に知っていただくために印刷物など様々なものに活用し、日本遺産「月の都 千曲」の情報発信に努めていきます。

また、市民をはじめ、各事業者や団体などの商品・サービスや地域活動にも無償で使用できます。

○シンボルマーク

別紙のとおり

○デザインコンセプト

「地形と水がつくる千曲の月」

千曲市の独自性や歴史的背景を継承し、市民の心につながりと誇りを感じさせるものとして作りました。

形は千曲市を囲む「山々の稜線」と、月の風景に必要な千曲川や棚田の「水」、そして月白げっぽく（月の光を思わせる青みがかかった白色）で表現された「月」を組み合わせたものとなっています。

○シンボルマークの使用

6月28日(月)(記者会見後)から、千曲市日本遺産推進協議会(事務局:千曲市日本遺産推進室)に使用届出書を提出することで、使用できます。使用方法などの詳細は市ホームページに掲載します。

本件に関する問い合わせ先

千曲市企画政策部 日本遺産推進室 日本遺産推進係 (課長)坂口和志 (担当者)小宮山義幸
電話(代表)026-273-1111(内線 4122) メールアドレス jh-suishin@city.chikuma.lg.jp

日本遺産「月の都 千曲」シンボルマーク使用の手引きについて

令和3年6月28日
千曲市日本遺産推進協議会

令和2年6月19日に文化庁から日本遺産「月の都 千曲 一姨捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景色「田毎の月」一」が認定され、千曲市日本遺産推進協議会では、日本遺産「月の都 千曲」をイメージする新たなシンボルマークを作成しました。日本遺産「月の都 千曲」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）は、市民をはじめ事業者や団体などの皆様に商品や地域活動などに積極的に活用していただくことで、日本遺産「月の都 千曲」の普及啓発、広報、理解促進を図ることを目的としています。

つきましては、シンボルマークについて、以下のとおり使用基準を定めます。

1. 使用対象者

以下のいずれかに該当する場合を除き、下記の届出を行うすべての者がシンボルマークを使用することができます。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (3) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (4) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- (5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- (6) シンボルマーク及び「日本遺産 (Japan Heritage)」事業等のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (7) シンボルマークを改変して使用する場合
- (8) その他、会長が不相当と判断する場合

2. 使用の届出

シンボルマークを使用する者は、「日本遺産「月の都 千曲」シンボルマーク使用届出書（以下「届出書」という。）」に必要書類を添付して、日本遺産推進協議会長（以下「会長」という。）に提出してください。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、これを省略することができます。

- (1) 協議会及びその構成団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 構成文化財の所有者・管理者
- (4) その他、会長が必要と認めた場合

3. 使用料

シンボルマークの使用については、原則として無償とします。

4. 使用方法

シンボルマークの使用方法については、以下に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 日本遺産「月の都 千曲」シンボルマークの使用マニュアルの規程に沿って使用すること。
- (2) 届出書に記載した目的、期間、方法で使用すること。また、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに協議会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等使用の状況が確認できるものをもって替えることができます。

5. 使用の取消し

シンボルマークの使用がこの規程に反していると認められるときは、使用を取り消します。この場合、届出者は使用の取消処分に直ちに從ってください。

なお、協議会は、使用の取消処分によって、届出者に損害が生じても、その責めを負いません。

6. 事故、苦情等の処理

使用者は、シンボルマークの使用に伴い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者自らの責任のもとに誠意を持って適切な措置を講じてください。

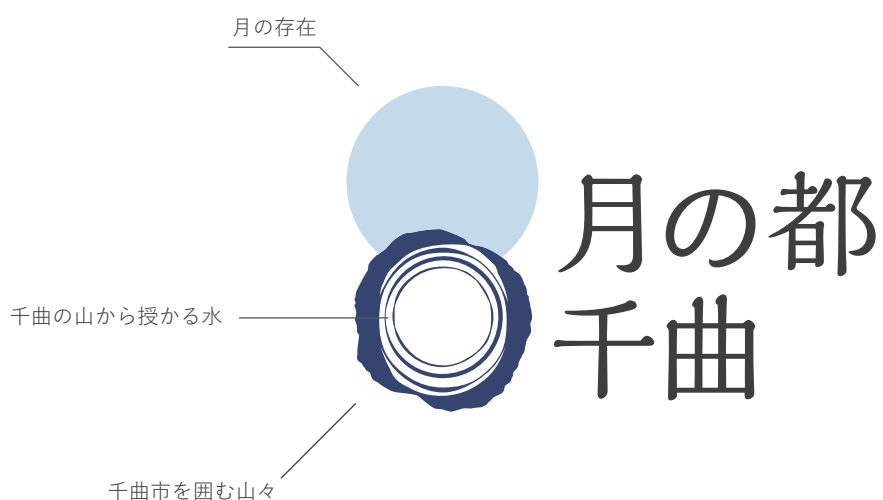
なお、協議会は、シンボルマークの使用に伴う事故等について、その責めを負いません。

7. その他

上記のほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、協議会が別に定めます。

地形と水がつくる千曲の月

「月の都千曲」のシンボルは、単に「月」を象徴するものではありません。千曲のストーリーを持ち、千曲の歴史的背景を継承する形として、そして、今を生きる千曲の人々の心につながり、人々に「シビックプライド=市民の誇り」を感じさせる役割を持つ形としてつくられました。



千曲市を囲む「山々の稜線」と、千曲の月の風景をつくるために必要な千曲川や棚田の「水」がステージをつくり、そこに主役である「月」が加わった形が月の都千曲のシンボルマークです。

基本構成 1

パターン A

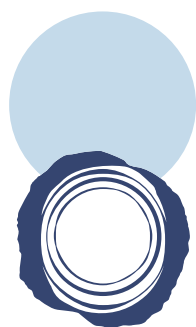


パターン B



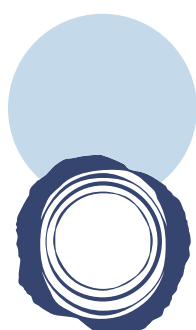
基本構成 2

パターン C



月の都千曲

マークのみ



基本色表示

パターン A

基本カラー



スミ 100%



グレートーン



白抜き



基本色表示

パターン B

基本カラー



スミ 100%



グレートーン



スミ 100%



基本色表示

パターン C

基本カラー



月の都千曲

スミ 100%



月の都千曲

グレートーン

スミ 40%



スミ 95%

月の都千曲

スミ 90%

白抜き



月の都千曲